

# 令和元年度第2回徳島県周産期医療協議会

日時 令和2年3月30日（月）午後7時から

場所 県立中央病院 講堂

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 周産期医療協議会 母子保健専門部会報告について
- (2) 周産期医療協議会 妊産婦メンタルケア部会報告について
  - ・「妊娠初期アンケート」等の活用状況に関するアンケート調査の概要について
  - ・「徳島県妊産婦メンタルケア対策－早期発見と支援のポイント－」改訂（案）について
- (3) 周産期医療協議会 災害対策部会報告について
  - ・令和元年度小児周産期リエゾン災害訓練実施報告
  - ・徳島県周産期災害対策マニュアル改訂（案）について
- (4) 徳島県周産期医療搬送マニュアル改訂（案）について
- (5) その他

### 3 閉 会

#### <配付資料一覧>

- 資料1 令和元年度周産期医療協議会母子保健専門部会報告（案）
- 資料2 妊娠前からのヘルスケア（プレコンセプションケア）普及啓発事業について
- 資料3 「妊娠初期アンケート」等の活用状況に関するアンケート調査の概要について
- 資料4 「徳島県妊産婦メンタルケア対策－早期発見と支援のポイント－」改訂（案）
- 資料5 令和元年度小児周産期リエゾン災害訓練実施報告
- 資料6 徳島県周産期災害対策マニュアル改訂（案）
- 資料7 徳島県周産期医療搬送マニュアル改訂（案）
- 資料8 令和元年度HTLV-1研修会実施報告
- 資料9 徳島県における乳幼児RSウイルス重症化予防対策について

徳島県周産期医療協議会委員名簿

□ 委員

(敬称略)

氏名 (五十音順)	所属・役職名	備考
今川 玲代	公益社団法人徳島県看護協会 専務理事	
苛原 稔	徳島大学大学院 医歯薬学研究部 部長	会長
香美 祥二	徳島大学大学院 医歯薬学研究部 小児科学分野教授	
加地 剛	徳島大学病院 産婦人科 講師	
小池 和成 (代理)柳澤 延昭	徳島県消防長会 会長 徳島市消防局警防課長	代理出席
斎藤 誠一郎	一般社団法人徳島県医師会 常任理事	
佐藤 純子	徳島県美馬保健所 所長	
鈴江 真史	徳島市民病院 小児科主任医長	
田山 正伸	徳島県小児科医会 会長	
長江 美紀	美馬市保険健康課保健師	
春名 充	徳島県産婦人科医会 会長	
福井 理仁	徳島市民病院 地域周産期母子医療センター長	
船戸 豊子	一般社団法人徳島県助産師会 会長	
前川 正彦	県立中央病院 産婦人科 副院長	
宮崎 達志	国立病院機構徳島病院 小児科医長	欠席
森 一博	徳島県立中央病院 小児科部長	欠席

□ オブザーバー

(敬称略)

氏名	所属・役職名	備考
中川 竜二	徳島大学病院 周産母子部 講師(小児科)	

# 徳島県周産期医療協議会設置要綱

## (設置)

第1条 周産期医療体制の整備等、周産期医療に係る諸課題を協議するため、徳島県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 徳島県の実情に応じた周産期医療体制（総合周産期母子医療センター、搬送体制等）に関する事
- (2) 周産期医療情報システムに関する事
- (3) 周産期医療関係者の研修に関する事
- (4) HTLV-1母子感染対策に関する事
- (5) その他周産期医療に係る諸課題及び妊娠・出産期を中心とした母子保健医療対策に関し必要な事

## (組織)

第3条 協議会は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から知事が委嘱する。

- (1) 周産期医療関係者
- (2) 県医師会及び医療関係団体関係者
- (3) 関係行政機関職員
- (4) 有識者

3 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故ある場合においては、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会は、必要のつど会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、会議に周産期医療に関係のある者の出席を求めることができる。

## (部会)

第6条 協議会は、専門の事項を検討するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、徳島県健康づくり課において処理する。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

## 附則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2 設置当初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

3 徳島県周産期医療検討会設置要綱（平成10年7月23日制定）は廃止する。

4 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

5 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。